

議員発案第 1 号

県央基幹病院の基本計画どおりの整備を求める意見書の提出に  
ついて

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「県央基幹病院の基本計画どおりの整備を求める意見書」を提出するものとする。

令和元年9月9日 提出

提出者 三条市議会議員 久住久俊

賛成者 三条市議会議員 西川重則

同 三条市議会議員 小林誠

同 三条市議会議員 野崎正志

## 県央基幹病院の基本計画どおりの整備を求める意見書

県は、平成 28 年 7 月に策定した県央基幹病院整備基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、救命救急センターを併設した基幹病院の令和 5 年度早期開院に向け、用地造成工事を基本計画どおりに進めており、来年度から本体建設工事の着工段階となっている。

しかし、県財政の悪化や県立病院の赤字運営を背景に、花角知事は 6 月県議会において、行財政改革有識者会議の議論を踏まえ、基本計画の検証を行う必要があるとの考えを示し、順調に進んでいた県央基幹病院の整備について、見直しの検討が行われているところである。

県央医療圏の課題である圏外への救急搬送割合は、基本計画策定時点（平成 26 年）の 18.6% が、平成 30 年には 25.8% と他圏域とは桁違いに高く、4 年前に比べて 7.2 ポイント高く上がり続け、県平均の 5.5% に比べても 20.3 ポイント高い状況で、救急搬送時間も長時間化している。

県央医療圏において地域住民が求めているものは、救命救急センター機能を併設した病院であり、また、医師及び看護師の確保並びにその体制維持のためには、450 床の病院が必要である。

基本計画で示された病院の機能と規模は、地域住民の命を守るために不可欠であり、医療環境の整備と県財政のことを同じ土俵で議論されるべきものではなく、基本計画どおりのスケジュール及び規模で県央基幹病院を整備されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

三条市議会議長 阿 部 銀次郎

[提出先]

新潟県知事